

カナダ
ケベック州民法における成年後見法に関する規定：
第三章 成年者の保護のための監護 (CHAPTER III
PROTECTIVE SUPERVISION OF PERSONS OF
FULL AGE (256-297)の翻訳

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008812

カナダ ケベック州民法における成年後見法に関する規定

——第三章 成年者の保護のための監護

(CHAPTER III PROTECTIVE SUPERVISION OF
PERSONS OF FULL AGE (\$256-\$297)) の翻訳

志 村 武 訳

現在、日本において、痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等、判断能力の不十分な成年者の身上監護・財産管理に関する成年後見制度の整備が、本人の自己決定（自律）の尊重と本人の保護の調和という理念のもとに、一九九九年通常国会における民法改正法案等の提出に向けて、急ピッチでその仕上げの段階を迎えている。

すなわち、一九九七年九月三十日の成年後見問題研究会による「成年後見問題研究会報告書」の公表を受けて、法制審議会民法部会内に新たに設置された「成年後見小委員会」は、

一九九八年春頃の要綱試案の公表・関係各界への意見照会を目指して本格的な審議を進めていたが、このほど一九九八年四月十四日に同委員会における現段階の検討を取りまとめた「成年後見制度の改正に関する要綱試案」を公表した。

今後の日程としては、この「成年後見制度の改正に関する要綱試案」について関係各界に意見照会し、一九九八年七月二十一日までに寄せられるその結果を受けて、更に法制審議会民法部会で審議・検討し、一九九九年初頭までに改正要綱を法務省民事局に答申し、同年の通常国会に成年後見制度の

改正ための民法改正法案が提出される予定である（以上につき、法務省民事局参事官室「成年後見制度の改正に関する要綱試案及び補足説明」の「成年後見制度の改正に関する要綱試案について」参照）。

この要綱試案の注目すべき特色は、公的機関の監督を伴う任意代理制度（任意後見制度）の創設、身上監護及び本人の意思の尊重に関する一般規定ならびに身上監護に関する個別規定の創設、複数成年後見人制度の導入、法人成年後見人制度の明文などいくつかあげられるが、なかでも最も重要でその根幹をなすのは現行民法における行為無能力制度である禁治産・準禁治産制度を柔軟かつ弾力化し、新たに補助・保佐・後見の三類型に改正することであるといえよう。

筆者は法務省司法法制調査部資料係より、カナダ ケベック州民法における成年後見法に関する規定（第三章 成年者の保護のための監護）の翻訳（厳密に言えば、フランス語で書かれた左列の規定ではなく、英語で書かれた右列の規定の翻訳）の依頼を受け、これを提出した。カナダ ケベック州民法における成年後見法では、行為能力につき日本の要綱試案と同様に三類型を採用している。したがって、本翻訳は、

今後の日本における行為能力に関する規定の具体的な起案にあつたつて比較法的な観点からの参考資料としての存在意義を有すると考える。

本稿は、法務省司法法制調査部資料係に提出した翻訳をそのまま掲載するものである。このような性格の翻訳であるため、訳語は従来筆者が用いてきた訳語にこだわらずできる限り法務省参事官室の要望に添うようにした。法務省民事局参事官室の岩井伸晃局付検事には、拙訳「アメリカ合衆国一九七九年統一継続的代理権法（Uniform Durable Power of Attorney Act 1979 Act）」とイギリス一九八五年継続的代理権法（Enduring Powers of Attorney Act 1985 1985 CHAP. TER 29）」（法政研究 静岡大学第二巻三・四号（一九九八年三月）二七三頁以下）と同様に、拙訳の全体につき特に規定振りの観点から懇切丁寧なご指導をいただいた。ここに記して深謝の意を表したい。

第三章 成年者の保護のための監護

(PROTECTIVE SUPERVISION OF PERSONS OF FULL AGE)

第一節 総則

第二五六条

成年者の保護のための監護は成年者の利益のために設定され、成年者の身上保護及び財産管理並びに一般に民事上の権利の行使を保障することを目的とする。

保護のための監護から生じるいかなる無能力も、被保護者の有利になるようにのみ設定される。

第二五七条

保護のための監護開始又は被保護成年者に関するすべての決定は、成年者の利益となり、成年者の権利を尊重し、成年者の自律を保護しなければならない。

成年者は、可能な限り、かつ、遅滞なく、決定について告知されなければならない。

カナダ ケベック州民法における成年後見法に関する規定

第二五八条

特に、自己の意思を表示する精神能力や身体能力を減損させる高齢による病氣、欠陥、衰弱のため、成年者が自己の世話又は財産管理について無能力であるときは、保佐人 (tutor) 又は後見人 (curator) が成年者を代理するために、補助人 (advisor) が成年者を補助するために選任される。

保佐人又は補助人は、配偶者又は未成年の子の福祉を危険にさらす浪費者に対しても選任されうる。

第二五九条

保護のための監護の形態を選択する際には、被保護成年者の自己の世話又は財産管理についての無能力の程度が考慮される。

第二六〇条

被保護成年者の後見人又は保佐人は、被保護成年者の監護及び扶養について責任を負う。被保護成年者の後見人又は保佐人は、被保護者の体調、要求、能力及びその置かれた状況の他の側面を考慮して、精神的身体的に良好な状態を被保護

者に保障する責任も負う。

被保護成年者の後見人又は保佐人は、被保護成年者の監護及び扶養を行うことを委託することができる。ただし、後見人又は保佐人及び受託者は、可能な限り、被保護者と直接的な関係を維持し、必要があれば被保護者の助言を得、被保護者に関してされた決定について常に被保護者に告知しなければならぬ。

第二六一条

公後見人 (The Public Curator) は、その目的のために裁判所によって選任される場合に限り、被保護成年者に対して後見又は保佐の事務を行うことができる。公後見人は、成年者について後見人又は保佐人が欠けた場合にも、公後見人の職務を遂行することができる。

第二六二条

公後見人は、後見人として行動する場合においても、被保護成年者の通常の財産管理を行う。

第二六三条

公後見人は、自己が後見人又は保佐人に選任された被保護成年者の監護を行わない。ただし、公後見人以外の者が被保護成年者の監護を引き受けることができないう場合において、裁判所が監護を公後見人に委ねたときは、この限りでない。いづれの場合においても、公後見人は、成年者の保護について責任を負う。

監護を委ねられた者は、成年者の健康状態にとって必要な世話に対して同意を与える保佐人又は後見人の権限を付与される。ただし、公後見人が世話を与えることを選択した場合は、この限りでない。

第二六四条

被保護成年者の保佐人又は後見人として行動する公後見人は、成年者が社会福祉施設で治療を受けている場合には、任命される者が当該施設の被用者ではなく、かつ、当該施設関係の仕事に就いていないことを確認した上で、保佐又は後見人に関する一定の職務を行うことを自己が任命する者に委託することができる。ただし、当該施設の被用者が成年者の配偶

者又は近い血族である場合には、後見人は、事情によつては、この制限に従わずに委託をすることができる。

公後見人は、成年者の健康状態にとつて必要な世話について同意する権限を受託者に与えることができる。ただし、公後見人が世話を与えることを選択した場合は、この限りでない。

第二六五条

少なくとも一年に一回、受託者は、監護権の行使について公後見人に決算報告を行う。受託者と被保護成年者との間の利益相反又はその他の重大な理由が存在する場合には、公後見人は、当該委託を撤回することができる。

第二六六条

未成年者の保佐に関する規定は、成年者の保佐及び後見について準用する。

その準用の結果、成年者の配偶者及び一親等の直系卑属は、第二二六条によつて保佐評議会に召喚される者とともに保佐評議会に召喚される。

カナダ ケベック州民法における成年後見法に関する規定

第二六七条

公後見人が保護のための監護の開始又は変更を要請し、血族、姻族及び友人の会議を招集するため十分な努力をしたが、努力が実らなかつたことを証明する場合には、裁判所は、当該会議の開催を経ないで手続を進めることができる。

第二節 保護のための監護

(PROTECTIVE SUPERVISION) の開始

第二六八条

保護のための監護の開始は、裁判所によつて決定される。裁判所は、申立てに拘束されず、申立てにおいて意図されている類型以外の保護のための監護の類型の決定をすることができる。

第二六九条

成年者自身、その配偶者、近い血族及び姻族、成年者と特別の利害関係を有することを証明する者又は成年者若しくは公後見人によつて任命された受任者を含むその他の利害関係人は、保護のための監護の開始を申し立てることができる。

第二七〇条

社会福祉施設から世話又はサービスを受けている成年者が、隔離されている状況、予想される無能力の継続並びに自己の事務の性質及び状態のため、又は自己が既に任命した受任者が十分な補助又は代理を提供してくれないため、民事上の権利の行使について補助又は代理を必要とする場合には、当該社会福祉団体の常任理事は、その事実を公後見人に報告するとともに、その報告書の写しを成年者に送達し、かつ、成年者の近い血族に告知するものとする。

当該報告書は、特に、成年者を診察した者が作成した医学的及び心理社会的な評価を含むものとする。報告書は、成年者の無能力の性質と程度、成年者の必要性の程度、成年者の置かれた状況のその他の諸事情、及び保護のための監護を成年者のために開始することの適否について言及するものとする。報告書は、判明している範囲で、保護のための監護を開始する申立権者の名前も明記するものとする。

第二七一条

成年者の保護のための監護の開始は、本人が成年に達する

前年に申し立てることができる。

開始の決定は、本人が成年に達した日に発効する。

第二七二条

保護のための監護の手続中に、成年者が自己の世話をすることができないうこと、及び成年者を重大な損害から救うには監護が必要であることが明らかであるときは、裁判所は、成年者の監護について職権により決定をすることもできる。

第二七三条

成年者が自己の財産管理を他人に委ねた行為は、保護のための監護の手続にもかかわらず、その効力を失わない。ただし、当該行為が重大な理由のために裁判所によって撤回されたときは、この限りでない。

成年者によつて、又は第四四四条に基づき裁判所によつて委任がされていない場合には、事務管理について定められた規定が適用され、公後見人及び保護のための監護の開始のその他の申立権者は、緊急の場合又は保護のための監護の開始の申立てがされようとしている場合には、その手続の開始以

前においても、財産を維持するために必要な行為を行うことができる。

第二七四条

委任若しくは事務管理が存在しない場合又は保護のための監護の開始の申立てがされようとしている場合には、その手続の開始以前においても、裁判所は、重大な損害を回避するための事務処理が必要なときは、特定の行為を行い又は他人の通常の財産管理の範囲内で成年者の財産管理をするため、公後見人又はその他の者を仮に任命することができる。

第二七五条

保護のための監護の類型が保佐であるときは、保護のための監護の手続中及びその手続後において、被保護成年者の住居及び住居内の家具は、本人の処分権の下に保たれる。住居及び住居内の家具の財産管理権は、一時的な使用収益権を認める合意についてのみ及ぶ。ただし、この合意は、被保護成年者が住居に戻った時点において、法律上当然に効力を失う。

その家具又はその住居に関する権利が処分されることが、

カナダ ケベック州民法における成年後見法に関する規定

被保護成年者にとって必要であり、又は被保護成年者の最善の利益に適合する場合には、その行為は、保佐評議会の許可が得られたときのみ行うことができる。この場合において、やむを得ない理由があるときを除いて、記念品及びその他の所持品は処分することができず、可能な限り社会福祉施設において成年者の処分権の下に保たなければならない。

第二七六条

裁判所は、保護のための監護を開始する申立てを審査する場合には、保佐評議会の構成員となる資格を有する者の助言に加えて、医学的及び心理社会的な証拠、無能力を予想して作成された委任状において成年者によって表明されたが裁判所によって認許されなかった希望、保護のための監護の開始が申し立てられた本人の自律の程度をも考慮に入れるものとする。

裁判所は、直接又は健康上の必要によつては代理人を通じて、当該申立ての実体的事項について、また、申立てが認められる場合には、保護のための監護の類型と自分を代理又は補助することになる人について、成年者に聴聞の機会を与え

なければならぬ。

第二七七条

保護のための監護に関する判断は、いつでも見直すことができる。

第二七八条

裁判所がより早い期日を指定した場合を除き、保護のための監護は、保佐の場合又は補助人が選任された場合には三年ごとに見直され、後見の場合には五年ごとに見直すものとする。

成年者の後見人、保佐人又は補助人は、成年者が適切な時期に医学的及び心理社会的な評価を受けるように取り計らう義務を負う。医学的及び心理社会的な評価を行う者は、成年者の置かれた状況が保護のための監護の終了又は変更の根拠となる程に変化したものと認める場合には、成年者及び当該評価を申し立てた者に報告を行い、その報告書の写しを裁判所に提出するものとする。

第二七九条

成年者に世話又はサービスを提供している社会福祉団体の常任理事は、保護のための監護の根拠とされている無能力が止んだ場合には、裁判所に提出する報告書においてその事実を証明しなければならない。当該報告書は、医学的及び心理社会的な評価を含むものとする。

第二八〇条

保護のための監護の見直しに関する報告書が提出された場合には、裁判所書記官は、保護のための監護の申立てに参加する資格を有する者に通知するものとする。報告書の提出後三十日以内に異議が申し立てられないときは、保護のための監護は、他の手続を要件とせずに終了するものとする。保護のための監護の終了の認証書は裁判所書記官によって作成され、遅滞なく成年者本人及び公後見人に送達されるものとする。

第三節 成年者に対する後見

(CURATORSHIP TO PERSONS OF

FULL AGE)

第二八一条

成年者が自己の世話又は財産管理について全面的かつ永続的に無能力であり、成年者がその民事上の権利の行使に際して代理を必要としていると認められるときは、裁判所は、成年者について後見を開始する。

この場合において、裁判所は、後見人を選任する。

第二八二条

後見人は、被保護成年者の財産を全面的に管理する。ただし、後見人が他人の通常の財産管理を委ねられている財産管理人として、健全であると考えられる投資だけを行う義務を負っている場合には、この限りでない。後見人の財産管理に適用される規定は、他人の財産管理に関する規定に限られる。

第二八三条

後見の下にある成年者が単独で行った行為は、何ら損害を証明することを要することなく、無効と宣言し、又はその行為により生じた債権債務関係の効力を減殺することができる。

第二八四条

後見開始以前にされた行為は、行為時に行為者の無能力が公知の事実となっており、又は相手方に知られていたことが証明されれば、これを取り消し、又はその行為から生じた債権債務関係の効力を減殺することができる。

第四節 成年者に対する保佐

(TUTORSHIP TO PERSONS OF

FULL AGE)

第二八五条

成年者が自己の世話又は財産管理について部分的かつ一時的に無能力であり、成年者がその民事上の権利の行使に際して代理を必要としていると認められるときは、裁判所は、成年者について保佐を開始する。

この場合において、裁判所は、身上及び財産のための保佐人又は身上若しくは財産のための保佐人を選任する。

第二八六条

保佐人は、自己の財産管理について無能力である成年者の通常の財産管理を行う。保佐人は、未成年者の保佐人と同様に財産管理を行う。ただし、裁判所が別の決定をしたときは、この限りでない。

第二八七条

未成年者の民事上の権利の行使に関する規定は、保佐の下にある成年者について準用する。

第二八八条

裁判所は、保佐開始の時点又はその後において、医学的及び心理社会的な評価及び場合によっては保佐評議会又は保佐評議会の構成員となる資格を有する者の助言を考慮して、保佐の下にある成年者の能力の程度を決定することができる。

この場合において、裁判所は、保佐の下にある成年者が単独で若しくは保佐人の援助を得て行うことができる行為、又は代理されなければ行つてはいけな行為を指定する。

第二八九条

保佐の下にある成年者は、自己の仕事から得られる収入の管理権を失わない。ただし、裁判所が別の決定をしたときは、この限りでない。

第二九〇条

保佐開始以前にされた行為は、行為時に行為者の無能力が（公知の事実となっており、又は相手方に知られていたことが証明されれば、これを取り消し、又はその行為から生じた債権債務関係の効力を滅殺することができる。

第五節 成年者に対する補助人

(ADVISERS TO PERSONS OF
FULL AGE)

第二九一条

成年者が自己の世話又は財産管理について一般的かつ日常的な能力を有するが、財産管理を行うに際して一定の行為又は一定の期間について補助及び助言を必要としているときは、裁判所は、成年者について補助人を選任する。

第二九二条

補助人は、被保護成年者の財産の管理を行わない。ただし、補助人は、被保護成年者を補助する義務を負っている行為に関与しなければならない。

第二九三条

裁判所は、補助開始の時点又はその後において、補助人の補助を必要とする行為と必要としない行為を指定する。

裁判所がその指定をしない場合には、被保護成年者は、無

カナダ ケベック州民法における成年後見法に関する規定

条件の親権からの解放によって能力付与を受けた未成年者の能力を超えるすべての行為について、補助人によって補助されるものとする。

第二九四条

補助人の関与が必要とされるにもかかわらず成年者によって単独でされた行為は、その行為によって成年者が不利益を被る場合にのみ、これを取り消し、又はその行為から生じた債権債務関係の効力を滅殺することができる。

第六節 保護のための監護

(PROTECTIVE SUPERVISION) §終

第二九五条

保護のための監護は、監護からの解放の決定又は被保護成年者の死亡によって、終了する。

保護のための監護は、無能力の終了を証明する報告書に対する異議申立て期間の満了によっても、終了する。

第二九六条

被保護成年者は、保護のための監護からの解放後、及び決算報告がされる場合には保佐人又は後見人による決算報告の後、いつでも、無効である行為を追認することができる。

第二九七条

後見人、保佐人又は補助人が不在となっても、保護のための監護は、終了しない。

それらの者が不在となったときは、保佐評議会は、新しい後見人又は保佐人の選任を開始しなければならない。いかなる利害関係人も、新しい補助人の選任のみならず、新しい後見人又は保佐人の選任も開始することができる。